

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年 3月26日

沼田町長 金 平 嘉 則



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

沼田地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年 3月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

個人 124経営体

法人 11経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構に貸し付けを行うメリット・デメリットを説明した上で、農地中間管理機構を活用する・活用しないの判断は農地の出し手に委ねる。

6. 地域農業の将来のあり方

沼田町は水田・畑を合わせた耕作面積に占める水田の割合が約78%で、水稲の作付に傾注してきた地域としては主食用米の需要が減少しているが、加工用米・新規需要米（米粉用米）などで水張面積の維持を図るとともに、大豆などの畑作物や花き・ブロッコリー・加工用トマトなどの園芸作物の作付により、水稲収入を保管し、地域のブランド力を活用し、作物の高付加価値化を図り、所得向上につなげていく。

また、高齢による離農者が今後多く出てくる中で、法人化等により農地集積が図れる体制を整備していくとともに、農家子弟以外の農外からの新規就農者を積極的に受け入れ、将来的に沼田農業の持続的な発展を目指す。